

# 代理行為のあらまし

**代理** 本人に代わって意思表示し、意思表示を受け取る制度

## 顕名

本人のための  
表示

あり・・・本人に効力を及ぼす(99)

なし・・・自己のためとみなす(100)

## 同一の法律行為

- ・相手方の代理になれない(108)
- ・双方の代理人になれない(108)

例  
外

- ・債務の履行(108)
- ・本人があらかじめ承諾(108)

**法定代理** 本人の委託なし

- ① 法律で決めてある
- ② 裁判所の選任
- ③ 本人以外の私人が指定

**任意代理** 本人の信任＝授権行為

- ・民法は委任とする(104・111)
- ・契約が無くても代理権を得られる
- ・委任状 白紙委任状

**代理権限の定めのない場合の範囲**

- ①保存行為②利用行為③改良行為に限られる  
※売却・質入れなどの処分はできない(103)

## 復代理

- ・復代理の選任(104)
  - ・選任した代理人の責任(105)
  - ・復代理人の権限(107)
  - ・本人に責任を負う
- ① 権限内の行為は本人を代表する
  - ② 本人または第三者には代理人と同一

## 表見代理

- ・権限授与の表示→本人が責任を負う
- ・第三者が代理権があると信ずべき正当理由あり→本人が負う
- ・第三者が代理権を与えられていないことを知っていた、第三者の過失→負わない

## 無権代理

- ・代理権を持たない者
- ・本人の追認がなければ効力はない(113)
- ・追認や拒否は相手に対して行う(113)
- ・相手方の催告権(114)
- ・相手方の取消権(115)
- ・無権代理人の責任(117)